

平成30年 8月19日

田辺市議会議長 小川 浩 樹 様

会派名 清新会
代表者名 橘 智史

出張（調査研究）報告書

下記のとおり出張（調査研究）いたしましたので、その結果をご報告いたします。

記

参加議員	橘智史、北田健治、柳瀬理孝
期 間	平成30年8月5日（日）～ 平成30年8月7日（火）
実施場所 （研修会場、視察 先、相手方等）	・ JR 西日本陸上養殖センター 鳥取県岩美郡岩美町 ・ 鳥取県栽培漁業センター 鳥取県東伯郡湯梨浜町 ・ 鳥取県議会 鳥取県鳥取市
活動の目的・内容 及び結果等	・ サバの陸上養殖の現地調査（JR 西日本陸上養殖センター） ・ 鳥取県のサバの陸上養殖の取組について（栽培漁業センター） ・ 手話言語条例について（鳥取県）

報告書は別添のとおり

●【JR 西日本鳥取県岩美町陸上養殖センター】 視察日：平成 30 年 8 月 6 日

JR 西日本グループは、「JR 西日本グループ中期経営計画 2017」において掲げた「地域共生企業」となるべく、新たな産業を振興し雇用を創出することにより地域活性化に貢献することを目指し、その取り組みの一環として、平成 29 年 1 月に鳥取県・岩美町との間で締結した「陸上養殖事業における連携に関する協定」のもと、鳥取県岩美郡岩美町の網代漁港に全国で初めて地下海水を使った本格的なマサバの陸上養殖施設を整備し、鳥取県の新たな地域ブランドに育てるべく、寄生虫が付きにくく新鮮なまま生で食べられる高付加価値マサバ『お嬢サバ』の養殖を開始することになった。

■事業目的

- ・地下海水を使って高付加価値魚介類を陸上養殖する事業分野は、未だ参入企業が少なく将来有望。
- ・先進的手法によりモノづくりをする「地域ビジネス」の足がかりとなる。
- ・新しい事業分野である陸上養殖を新たな産業に育て、雇用創出につなげ地域活性化に貢献する。



■事業概要

「JR 西日本鳥取県岩美町陸上養殖センター」における陸上養殖

- ・生産魚種：マサバ 『お嬢サバ』とネーミングして販売

❖お嬢サバの特徴

通常海水での養殖では寄生虫「アニサキス」の危険性があるが、自然ろ過された地下海水を利用することで、寄生虫が付きにくく新鮮で生のまま食べられる高付加価値なマサバを養殖することが可能

- ・生産規模：「JR 西日本鳥取県岩美町陸上養殖センター」（鳥取県岩美町網代漁港内）

1700 m²に 50 t 水槽 9 基を整備

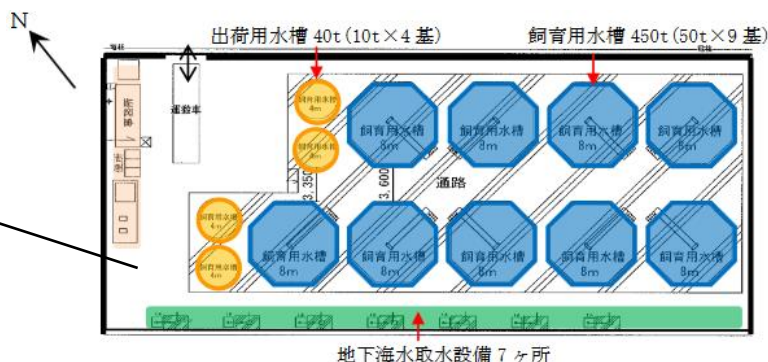
平成 29 年度 6 月～ マサバの稚魚約 6 万匹を養殖

平成 30 年度春～ 集荷 約 5,000 尾 卸価格 1,000 円/尾

(初出荷予定 約 3 万～4 万尾程度)



鳥取県岩美町網代漁港内





●【鳥取県栽培漁業センター】鳥取県東伯郡湯梨浜町大字石脇 1166

鳥取県（鳥取県栽培漁業センター）は、完全養殖の稚魚を、地下海水を使って陸上養殖することで、寄生虫が付きにくく新鮮なまま生で食べられるマサバの養殖試験を平成24年から進めていた。

平成27年6月から西日本旅客鉄道㈱が加わり、マサバの陸上養殖の採算性等を検証し、事業化を図るための共同研究を進め、その一環として、マサバに「お嬢サバ」と名付けて販売し、ブランド育成を行っています。「お嬢サバ」というネーミングは、寄生虫が付きにくくなるという養殖プロセスから、大切に育てたという意味を込めて、「箱入り娘」から連想される「お嬢様」にちなんで名付けられました。また、産地が分かる「鳥取生まれ」という言葉をネーミングに併記しました。「お嬢サバ」を「鳥取県」の新たな地域産品として多くの方々を知って頂き、召し上がって頂けるよう大切に育て提供します。

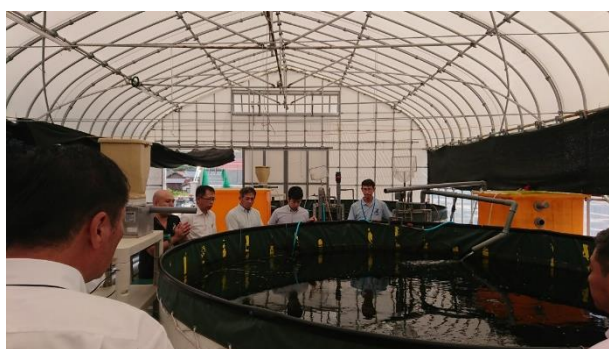


この水産資源の養殖では近畿大学のマグロの養殖が有名ですが、近年、漁業資源の保護が国際的に叫ばれ、魅力ある水産物の安定供給を求める消費地ニーズの高まりにより、養殖魚の需要は益々高まっていることから、鳥取県では、天然海域での多くのリスクを回避でき、安全な養殖魚を提供できる「海水井戸を用いた陸上養殖」による強い産地づくりを進め、手始めに「マサバの養殖技術開発」で人工種苗の生産に成功し、生後10ヶ月で出荷可能サイズの500gにまでなることを確認した。マサバは刺身等で非常に美味、さらに食の安全も確保しやすいこともあって県内外から注目が集まった。これまでもヒラメ、アワビ、イワガキ、クルマエビ、アユなど8魚種の栽培漁業に成功していて、この漁業資源の養殖技術



は、日本の先端オリジナル技術として、今後日本の食問題への貢献にとどまらず、食問題における日本の大きな世界貢献への可能性も期待される。

県栽培漁業センターでは、マサバやキジハタの稚魚生産を拡大するため、施設の増設を計画している。これまで県が民間企業と連携して養殖事業を進めてきた結果、市場での需要が高まってきたため。生産能力を上げ、「養殖県」としての地位を確立させたい考えだ。センターによると、既存の施設で生産できる稚魚は最大でマサバが12万匹、キジハタは6万匹だったが、県の栽培漁業基本計画や市場のニーズなどから考え、マサバを35万匹、キジハタを10万匹に増やすことが求められているため新たな生産棟にいけす5基を設け、海水を取り込む井戸も増やしている。



● 所感

戦後、我が国の漁業は、高度経済成長の中で大きく発展しました。魚価は一貫して上昇し、無動力船がほとんどだった沿岸漁業においても動力船の導入が進みました。また、漁労技術の進歩等を背景に、我が国の漁船の操業域は、沿岸から沖合、沖合から遠洋へと拡大していきました。昭和50年代に入ると多くの国々が200海里経済水域を設定し、当該水域内の外国漁船の操業を規制するようになったため、我が国の多くの遠洋漁船がそれまで操業していた漁場からの撤退や操業規模の縮小を余儀なくされました。

昭和50年代後半からは、海外漁場の縮小とオイルショックによる操業経費の増大を背景として、我が国周辺水域の水産資源を適切に利用し続けていく必要性が強く認識されるようになり、漁業者による自主的取組として資源管理型漁業が推進され、漁業者間の協力による漁場利用の合理化など、資源管理の取組が本格化しました。日本周辺水域の資源状況は、資源変動の大きいマイワシ等の多獲性浮魚類を中心として中長期的に大きく変動してきました。また、近年では、海水温の上昇や水温分布の変化によるものと考えられる魚の分布海域の変化や資源水準の変動がみられるようになってきており、資源管理に当たっては、こうした点にも留意する必要性が生じてきた。

高度経済成長期における第2次産業及び第3次産業の発展とそれに伴う産業構造の変化は、漁業を担う人々にも大きな影響を与え、従来、漁業の担い手の主体となってきたのは、漁家、すなわち漁業を家業として営む家で生まれ育った子弟です。しかし、第2次産業及び第3次産業が発展し、これらの産業で労働力需要が高まる中、高い所得を求めて漁村から都会に出る若者が増え、家業である漁業を継ぐ漁家の子弟は大きく減少しました。また、核家族化や少子化が進み漁家の子弟の数も減少したことから、漁業の後継者となり得る若者の

人数自体も減っています。また、魚を食べず、肉を食べる食生活に移行していることも、漁獲高に影響されていると思う。

そのようなことから、現在の漁業を取り巻く環境は大変厳しい状態であることから、漁獲量の安定した安全な食糧を供給できる陸上養殖は今後の漁業に必要であると思われる。それも高付加価値のあるマサバ等の陸上養殖は歓迎されるべきである。しかし、『お嬢サバ』の生産に関してはまだ、安定な供給には至っていないと思われた。(年間集荷量が5,000匹)安全安心な地下水(自然ろ過)の掘削やランニングコストの低減はもとより、生産量の安定が商業ベースに乗せるために一番重要になると思う。当地方での漁業は漁獲量も減少しており、また、高齢化や低収入による漁業者離れもおこっていることから、陸上養殖は地域の活性化にも繋がると思うことから、魚種や生産方式を見定め安定した量を集荷していけば、当地方の産業になると思う。

【参考】

JR西日本米子支社 平成29年7月12日

「JR西日本鳥取県岩美町陸上養殖センター」事業概要

- ・施設概要 敷地面積 1,700 m² (水槽を収容する工場のような建屋は設けない露店型)
 - ・護岸側に地下海水取水設備7ヶ所(井戸7本)、事務所、倉庫(冷凍庫)、トイレ他
 - ・飼育用50t水槽9基(遮光や鳥獣被害防止のネット整備) 取水量 225M³/h
 - ・出荷用の10t水槽4基 取水量 20M³/h
 - ・整備スキーム 総工費 約6千万円
 - ・陸上養殖起業支援事業補助金を活用(補助率1/2 約3千万円補助)
(内訳:鳥取県 約2千万円、岩美町 約1千万円)
- 平成29年1月10日に知事公邸において、平井鳥取県知事、榎本岩美町長、松岡JR西日本執行役員米子支社長の3者により陸上養殖事業に関する協定書の調印式を実施
- ・事業推進体制 事業主体 JR西日本
 - ・養殖責任者 1名(JR西日本社員)
 - ・養殖員体制 2名(小泉川養殖場に養殖業務委託)
 - ・生産計画 養殖魚種はマサバ
 - ・収容可能な稚魚は、約6万尾程度
 - ・販売可能な成魚は、約3万~4万尾
- 販売計画 販路 (株鯖や様の店舗を含めた関東や関西等の飲食店、鳥取県内の飲食店を中心に更に販路拡大を計画、海外への販売も今後検討)
- 販売時期 平成30年春頃(3月~5月の販売を目指す)
- 出荷サイズ 平均体長25cm、平均重量300g
- 卸売価格 今後、販売先様と商談の上決定(1,000円/尾 現在)
- 試験販売結果 平成27年6月から4回の試験販売で約1,900尾を販売

●【鳥取県手話言語条例について】 視察日：平成 30 年 8 月 7 日

鳥取県は、全国初の「手話言語条例」を制定し、平成 25 年 10 月 11 日に施行した。条例の趣旨は、手話を言語として正面から位置付け、手話の普及を進めることによって、手話を使いやすい環境をつくり、ろう者とろう者以外の者が共生する社会を築くことである。条例は、手話の歴史や条例制定の意義などを記した前文と全 23 条で構成されており、「手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」と意義を明記し、「手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行われなければならない」とする基本理念を定めている。

その上で、県や市町村の責務と県民や事業者の役割を明記し、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策を総合的・計画的に推進することや、県民が手話を学ぶ機会の確保、県職員が手話を学習する取組の推進、手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成等について規定している。

また、聾学校等での手話による教育の充実やそれ以外の学校における手話の普及、顧客としてのろう者が利用しやすいサービスの提供や従業員としてのろう者が働きやすい環境整備のための事業者の取組への支援、手話に関する調査研究の推進等を明記する等、ろう者の社会生活全般を対象としています。ろう者、手話通訳者、学識者などで構成する鳥取県手話施策推進協議会の設置なども定めている。

・鳥取県の特徴的な取組

(1) 遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービスモデル事業

鳥取県では、ろう者がろう者以外の人と円滑に意思疎通を図ることができるよう、平成 25 年 12 月から遠隔手話通訳サービスを行っている。遠隔手話通訳サービスとは、ろう者とろう者以外の人との間で、手話によるコミュニケーションを行うとき、タブレット型端末等のテレビ電話機能を通じて、手話通訳センターに常駐する手話通訳者が画面越しに手話通訳を行い、コミュニケーションをとるための仕組みである。手話通訳センター業務は、平日は公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会（米子市）に、土日祝日は株式会社シュアール（東京都品川区）に委託している。現在、この遠隔手話通訳サービスには、県にモニター登録したろう者が所持するタブレット型端末等を利用する携帯型と公共交通機関等の窓口を設置されているタブレット型端末を利用する設置型がある。なお、平成 27 年 4 月から手話通訳者がろう者等に代わって電話をかける電話リレーサービス（代理電話サービス）も行っている。

また、平成 27 年 9 月から公共交通機関等の窓口において、職員の声を文字に変換してタブレット型端末の画面に表示する音声文字変換システムを導入している。

(2) 鳥取県おすすめ手話観光ガイド

県内の観光地をろう者の女子 2 人が手話で案内する動画「鳥取県おすすめ手話観光ガイド」を制作。ろう者が手話で観光案内する動画の制作は全国的に見ても極めて稀な取組である。この動画は、字幕や手話通訳ではなく、ろう者自身が手話で案内することに

より、ろう者にとって大変分かりやすい内容となっている。

また、ナレーション、字幕、視覚障害者向けの音声解説も付いていますので、障がいの有無に関係なく、誰でも楽しめる内容となっている。

(3) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園

鳥取県手話言語条例の理念に基づき、手話言語の普及や手話言語を通じた交流の推進、地域の活性化を図ることを目的として、全国の高校生が手話言語を使って様々なパフォーマンスを繰り広げ、その表現力を競う「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を開催している。

・所感

本視察では、日本初の手話言語条例を制定し、その後も先進的な取組を続ける鳥取県に、手話言語条例の概要とその後の取組について教授頂いた。上記の特徴的な取組の他にも、鳥取県では、手話奉仕員養成講座の開講、手話学習を応援する補助制度、県民向けミニ手話講座の実施、手話条例リーフレット・手話プリントの配布、手話チャンネル（手話に関する動画集）の公開等手話言語条例に基づき、さまざまな前向きな施策が展開されている。本市においても平成 27 年 6 月議会にて「手話言語法の制定を求める意見書」が採択されており、手話の普及、言語としての認識については前向きな姿勢であると考えられる。鳥取県の施策は、手話甲子園や手話観光ガイド等様々な観点から手話の普及、促進を図っていることが見て取れる。条例制定に満足し、具体的な取組が明確化できていない自治体も散見される中、実際にこれだけの取組をしている鳥取県は見習うべきであろう。本市においてもこうした取組を先行事例として参考し、あらゆる人が住みやすい街づくりを行っていかなければならない。